

## 引受可能なリチウム電池

### 1. リチウム電池の分類

リチウム電池は、次に示す分類によって、引受けの条件が異なりますので、お客様が送付するリチウム電池の分類をご確認願います。

#### (1) リチウムイオン電池とリチウム金属電池

リチウムイオン電池の例 (一般的に充電可)	リチウム金属電池の例 (一般的に充電不可)
	

#### (2) 単電池と組電池

単電池の例 (単体の電池)	組電池の例 (同じ種類の単電池を複数個パックにした電池)
	

#### (3) 送付形態

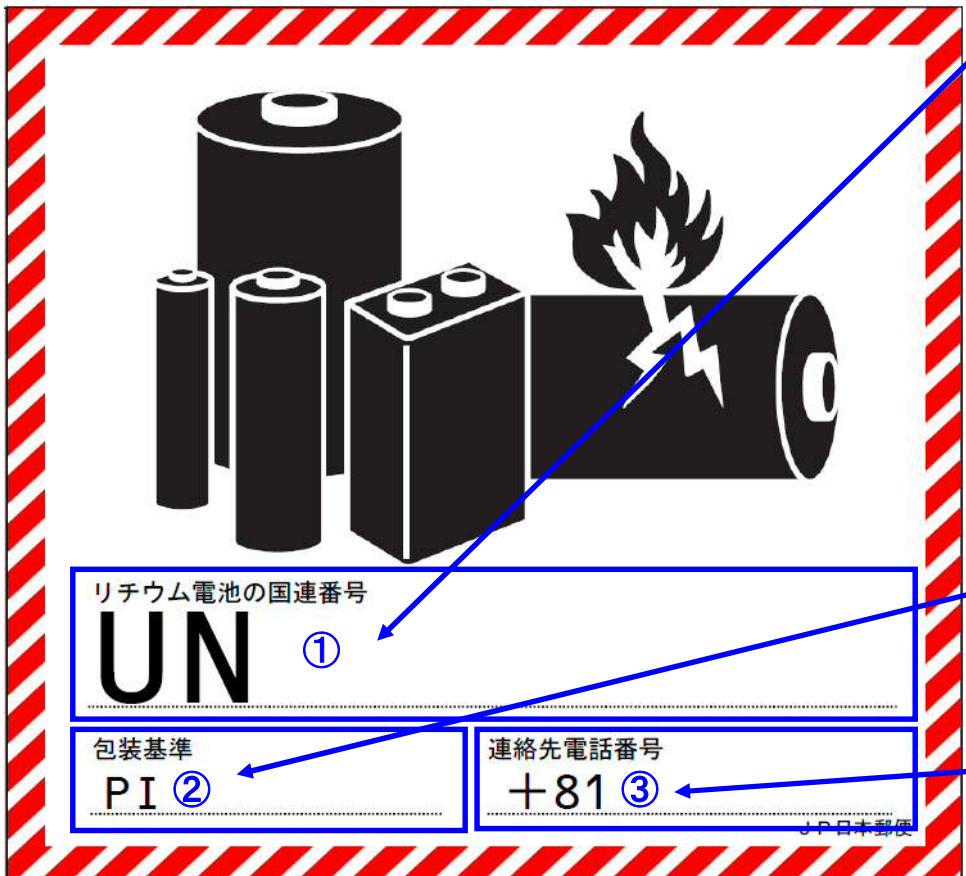
機器と一緒に同梱して送る場合(同梱)	機器に内蔵して送る場合(組み込み)
	

### 2. リチウム電池を送る際の注意点

リチウムイオン電池又はリチウム金属電池若しくはこれらを組み込んだ電子機器を航空搭載する場合、差し出すリチウム電池の規格をお客さまご自身でご確認いただいた上、「リチウム電池マーク」に必要事項を記載し、お荷物に貼ることで運送が可能となります ([リチウム電池マークのダウンロードはこちら](#))。

ご不明な点がございましたら国際宅配便 UGX サポートデスク(0120-09-5931)又は取扱郵便局にご確認ください。

## 【リチウム電池マークの記載方法】



①送付する電池の「国連番号」をUNの文字に続けて記入します。

- ・リチウムイオン電池

**UN3481**

- ・リチウム金属電池

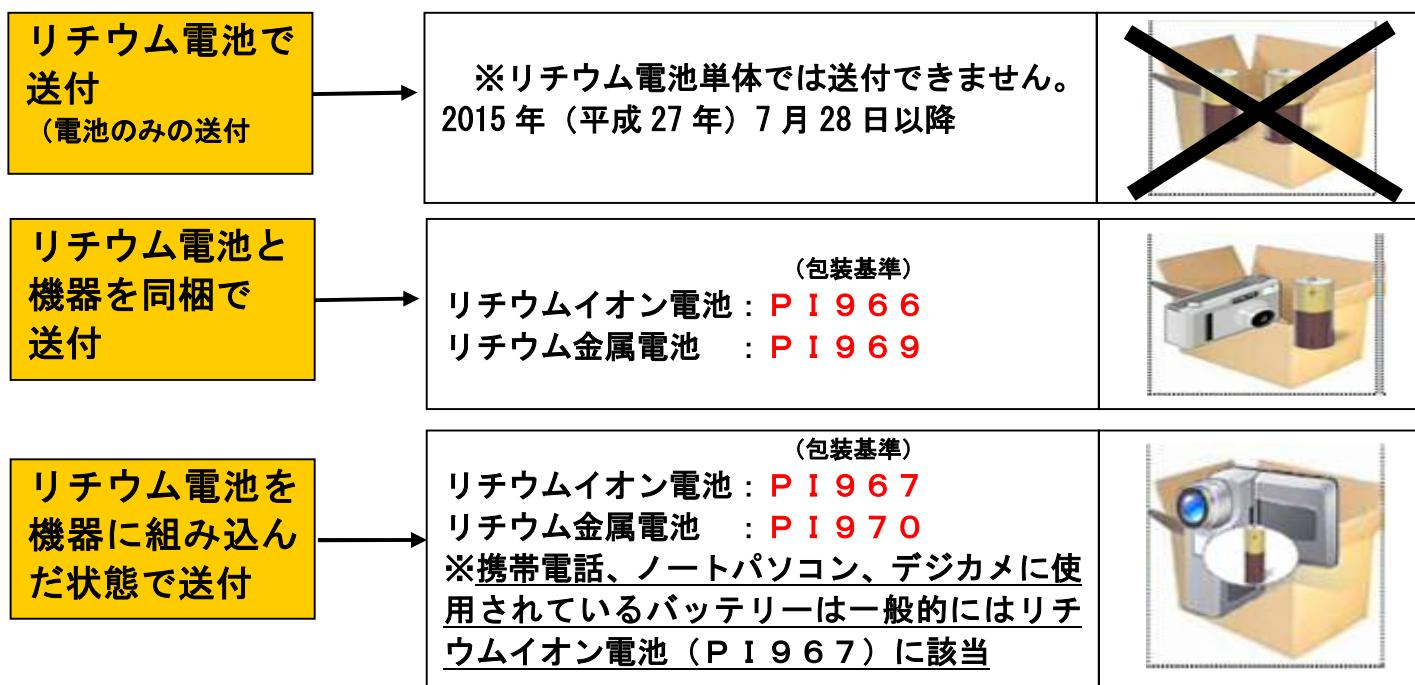
**UN3091**

(注1) 両方の電池がお荷物に含まれる場合は、両方の文言を記入します。

(注2) マークに表示する国連番号は、可能な限り大きく記載します。

②以下の表により、「包装基準」をPIに続けて記入します。

③差出人さま等、内容品について確認のできる「電話番号」を+81(国番号)に続けて記入します。



(注) リチウム電池が内蔵されていない機器のみを送付する場合は「No Lithium battery(リチウム電池なし)」、と品名欄に追記すれば航空輸送可能です。またボタン型のリチウム電池を組み込んだ機器は航空危険物に該当しないため、「リチウム電池マーク」の貼り付けは不要です。

### 3 リチウム電池を発送する場合の包装条件

ICAO 技術指針及び IATA 危険物規則に規定する包装基準 966(リチウムイオン電池:同梱)、967(リチウムイオン電池:組み込み)、969(リチウム金属電池:同梱)又は 970(リチウム金属電池:組み込み)のセクションIIの定めるところにより包装してください。

#### (1) リチウムイオン電池

区分	PI966 (同梱)	PI967 (組み込み)
輸送が可能な電池の種類等	①ワット時定格値が 100Wh(ワットアワー)以下の組電池 ②ワット時定格値が 20Wh(ワットアワー)以下の単電池 ③一包装物当たりの電池の正味量が 5kg 以下  ④包装物の中には、次に示す個数まで単電池又は組電池を入れることが可能 (機器を作動させるために必要な最低限の個数 + 予備個数(2 個))	
輸送	①不良品や破損している電池は輸送できません。	
容器	①輸送中に通常遭遇する積み込み及び衝撃に十分耐えられるような強度を持った容器で包装してください。 ②通常の輸送中の振動又は温度、湿度あるいは圧力の変化によるリチウム電池の損失を防止できていて、密閉可能な容器で包装してください。 ③リチウム電池を含む貨物の外装容器は、1.2 メートルの落下試験をいかなる姿勢で行っても以下のようことが起こらない頑丈な外装容器で包装してください。 • 中に収納されている単電池又は組電池の損傷 • 組電池と組電池(又は単電池と単電池)とが接触するような内容物の移動 • 内容物の放出 ④リチウム電池と直接接觸する容器は、次のものとしてください。 • リチウム電池によって影響を受けたり、損傷しないもの。 • リチウム電池と触媒反応又は反応等、危険な結果をおこさないもの。 • 通常の輸送条件下でリチウム電池が出ないようにさせるもの。 ⑤必要に応じて、内装コーティング等を施してください。	
包装条件等	⑥-1 単電池及び組電池は、単電池又は組電池を完全に収納する内装容器に入れ、機器と一緒に強固な外装容器に入れてください。	⑥-2 単電池又は組電池が組み込まれている機器は、強固な外装容器で包装してください。
梱包	①ショートや加熱を防ぐよう電池同士の接触又は電気伝導性物質と接觸しないように電池を個別に保護してください。 ②内装容器は、通常の輸送中に破損、穴あき又はリチウム電池が外装容器に漏洩しないよう、包装、保護又は緩衝してください。 ③機器は外装容器内で移動しないよう隙間を埋める等して確実に固定してください。また、不慮の作動を防ぐ機能が装備されているものとしてください。	④ 機器が輸送中で誤作動しないようにスイッチを保護してください。
マーキング	①リチウム電池マークを貼付してください。	①リチウム電池マークを貼付してください。 ※2 個以下の組電池又は 4 個以下の単電池を包有した包装物が 1 運送状あたり 2 個以下の場合、リチウム電池取扱ラベルには不要とされていますが、ゆうパックの取扱いに準じて貼付してください。

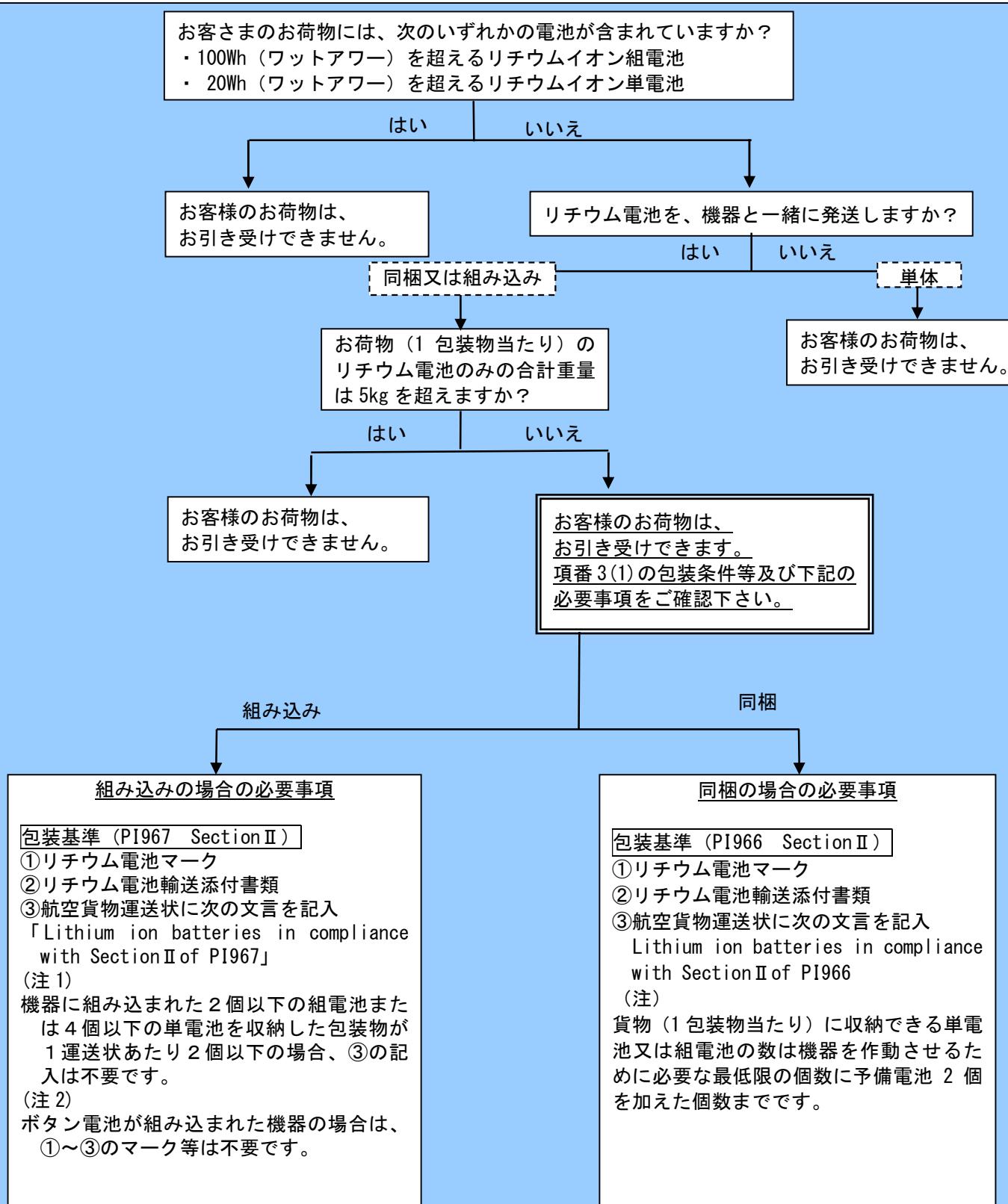
## (2) リチウム金属電池

区分	PI969 (同梱)	PI970 (組み込み)
輸送が可能な電池の種類等	①リチウム含有量が 2g 以下の組電池 ②リチウム含有量が 1g 以下の単電池 ③一包装物当たりの電池の正味量が 5kg 以下	
	④包装物の中には、次に示す個数まで単電池又は組電池を入れることが可能 (機器を作動させるために必要な最低限の個数 + 予備個数(2 個))	
送 輸	①不良品や破損している電池は輸送できません。	
容 器	①輸送中に通常遭遇する積み込み及び衝撃に十分耐えられるような強度を持った容器で包装してください。 ②通常の輸送中の振動又は温度、湿度あるいは圧力の変化によるリチウム電池の損失を防止できていて、密閉可能な容器で 包装してください。 ③リチウム電池を含む貨物の外装容器は、1.2 メートルの落下試験をいかなる姿勢で行っても以下のようなことが起こらない頑丈な外装容器で包装してください。 • 中に収納されている単電池又は組電池の損傷 • 組電池と組電池(又は単電池と単電池)とが接触するような内容物の移動 • 内容物の放出 ④リチウム電池と直接接觸する容器は、次のものとしてください。 • リチウム電池によって影響を受けたり、損傷しないもの。 • リチウム電池と触媒反応又は反応等、危険な結果をおこさないもの。 • 通常の輸送条件下でリチウム電池が出ないようにさせるもの。 ⑤必要に応じて、内装コーティング等を施してください。 ⑥-1 単電池及び組電池は、単電池又は組電池を完全に収納する内装容器に入れ、機器と一緒に強固な外装容器に入れてください。	⑥-2 単電池又は組電池が組み込まれている機器は、強固な外装容器で包装してください。
梱 包	①ショートや加熱を防ぐよう電池同士の接觸又は電気伝導性物質と接觸しないように電池を個別に保護してください。 ②内装容器は、通常の輸送中に破損、穴あき又はリチウム電池が外装容器に漏洩しないよう、包装、保護又は緩衝してください。 ③機器は外装容器内で移動しないよう隙間を埋める等して確実に固定してください。また、不慮の作動を防ぐ機能が装備されているものとしてください。	④機器が輸送中で誤作動しないようにスイッチを保護してください。
マーキング	①リチウム電池マークを貼付してください。	①リチウム電池マークを貼付してください。 ※2 個以下の組電池又は 4 個以下の単電池を包有した包装物が 1 運送状あたり 2 個以下の場合、リチウム電池取扱ラベルには不要とされていますが、ゆうパックの取扱いに準じて貼付してください。

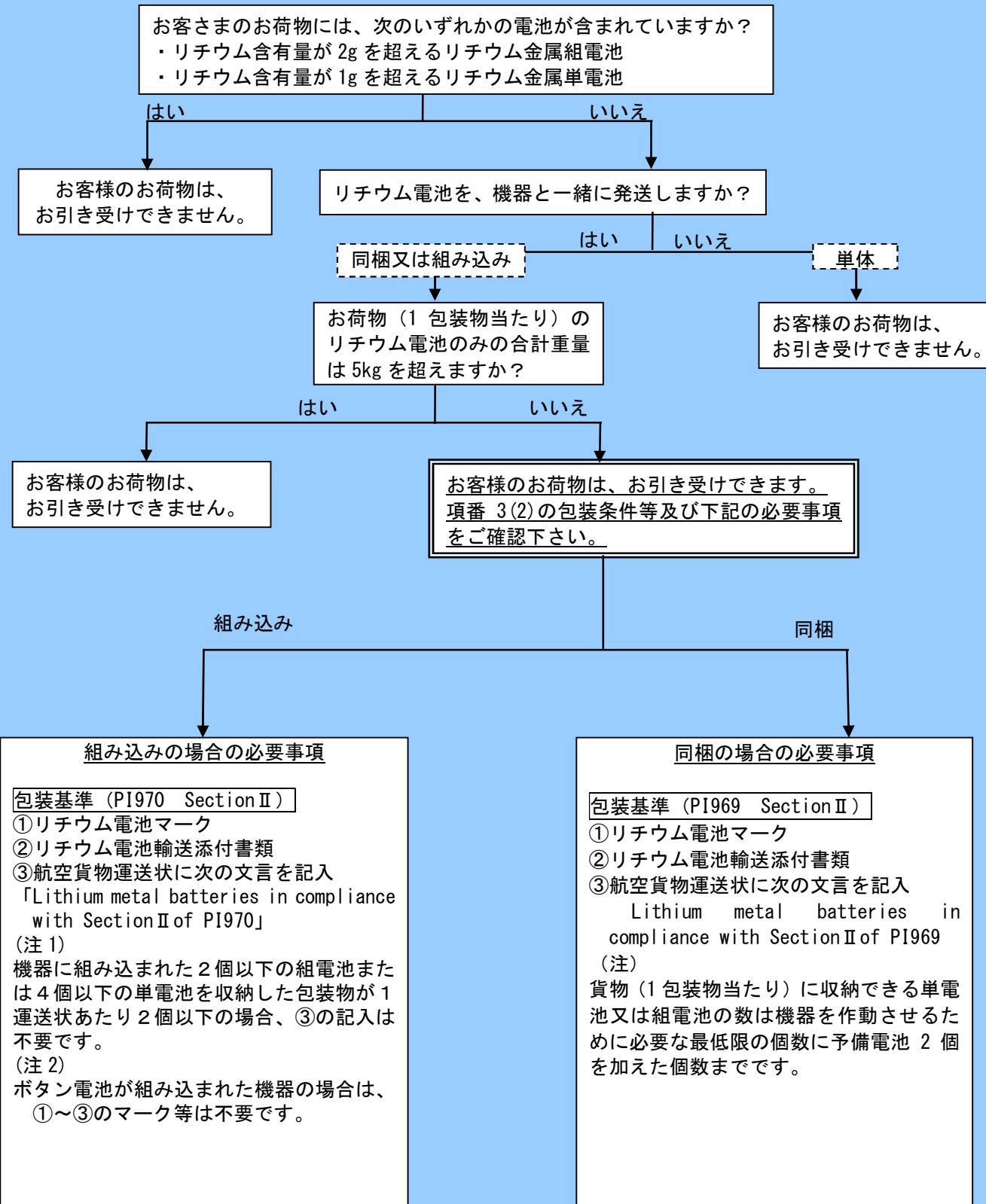
#### 4. リチウム電池を発送する場合のチェックフロー

リチウム電池を送る場合は、次のチェックフローに従って、お客様ご自身で、お荷物が発送することができるか、ご確認願います。

#### リチウムイオン電池を発送する場合のチェックフロー



# リチウム金属電池を発送する場合のチェックフロー



# リチウム電池輸送添付書類

運送状番号: \_\_\_\_\_

**警告: 安全上の理由から製造者がリコールしたリチウム電池の航空輸送は禁止されています。**

この包装物には以下の種類のリチウム電池が含まれています。(該当する欄にチェックマークを入れる。)

リチウムイオン—最大電力量が 20Wh(ワットアワー)以下(単電池)又は 100Wh(ワットアワー)以下(組電池)		リチウム金属—最大リチウム金属含有量が 1グラム以下(単電池)又は 2グラム以下(組電池)	
<input type="checkbox"/> 電子機器と同一梱包。  単電池または組電池を電子機器と一緒に梱包している。  (ICAO/IATA 包装基準 966, Section II)		<input type="checkbox"/> 電子機器と同一梱包。  単電池または組電池を電子機器と一緒に梱包している。  (ICAO/IATA 包装基準 969, Section II)	
電子機器に組込まれている。  単電池または組電池は電子機器に組込まれている。  (ICAO/IATA 包装基準 967, Section II)		電子機器に組込まれている。  単電池または組電池は電子機器に組込まれている。  (ICAO/IATA 包装基準 970, Section II)	
 		 	
全ての荷物(箱)において 組電池が2個まで又は 単電池が4個まで	<input type="checkbox"/> 組電池が3個以上又は 単電池が5個以上	全ての荷物(箱)において 組電池が2個まで又は 単電池が4個まで	<input type="checkbox"/> 組電池が3個以上又は 単電池が5個以上
<input type="checkbox"/> 	リチウム電池を組み込 んだ電子機器を納入し た荷物(箱)が2個まで	<input type="checkbox"/> 	リチウム電池を組み込 んだ電子機器を納入し た荷物(箱)が2個まで
<input type="checkbox"/> 	リチウム電池を組み込 んだ電子機器を納入し た荷物(箱)が3個以上	<input type="checkbox"/> 	リチウム電池を組み込 んだ電子機器を納入し た荷物(箱)が3個以上

・荷物の取扱いには御注意願います。損傷した貨物は発火する危険性があります。

・輸送中に貨物を損傷した場合には、内容品の状態を確認できるまで航空機に搭載できません。内容品の電池は損傷状態を点検して、無傷で短絡しないよう保護されている場合に限り再梱包できます。

・貨物内の電池に関しさらに多くの情報が必要な場合には、以下の電話番号にご連絡願います。

TEL: \_\_\_\_\_

輸送責任者職名・氏名: \_\_\_\_\_

作成日: \_\_\_\_\_

輸送責任者署名または捺印: \_\_\_\_\_